

出席停止の手続について

生徒が「学校において予防すべき感染症」に罹った場合、感染を広げ流行する可能性があるため、学校保健安全法第 19 条に従い、校長が「出席停止」を指示します。一定期間、学校を休んでいただくこととなりますが、欠席の扱いにはなりません。医師の指導のもと自宅で療養してください。

(学校において予防すべき感染症については「出席停止のお知らせ・治癒報告書」に示しておりますのでご覧ください。)

学校において予防すべき感染症と診断されたら

- 1 医療機関で診断をお受けになりましたら、学校まで連絡をお願いします。
- 2 登校される際は「治癒報告書」に保護者の方が記入・押印のうえ、登校日に生徒を通じて担任まで提出をお願いします。「治癒報告書」は学校ホームページよりダウンロードすることができます。ご利用ください。